

鎌 監 第 3 7 1 号
平成 29 年 3 月 27 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 長 嶋 竜 弘

職員の賠償責任に関する監査について(通知)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 22 日鎌財第 915 号により鎌倉市長から監査請求のあった職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査を実施したところ、次のとおり意見が分かれ、法第 243 条の 2 第 9 項に規定する合議に至らなかった。

(理由)

監査委員による過失の有無等についての協議の結果、「資金前渡者には過失があると認めるが、賠償責任の損害額については、その根拠が不明で、市の損害となっているかどうかの特定が困難である」とする意見と、「資金前渡者には過失はなく、賠償責任は認められない」とする意見とに分かれた。

なお、各委員の意見については、次のとおりである。

1 八木委員の意見

資金前渡者は、職務上、資金前渡により交付された現金の支給や精算による戻入などの事務処理のほか、実際に現金を扱った支給や戻入、保管などの管理も職務の範疇であると考えるところであり、財務会計システム上で精算の事務処理を行っていたとしても実際の現金管理についての責任があり、これらの職務を行っていなかった当該資金前渡者には過失があると考えます。

しかし、今回の賠償すべき損害額については、亡失額を損害額としているものの、亡失の事実経過において、亡失の時期及び内容、金額等が状況証拠や曖昧な記憶に基づく供述によるものであり、その根拠がすべて明らかになっておらず、市の損害となっているかどうかの特定は困難であると考えます。

また、市の損害となっているかどうかについては、保護費の支給に係る会

計上の精算命令処理が既に適切に行われたものであり、市の会計上においては損失が生じていない形になっており、市に損害があるとはいえないと考える。

2 長嶋委員の意見

今回の保護費亡失の直接の原因となったのは、生活福祉課職員であるケースワーカーの現金の保管方法など不適切な管理によるものであり、現金を直接管理していた職員に責任があるもので、資金前渡者は現金の管理を直接行っておらず、資金前渡者には責任がないと考える。

また、保護費の支給において、ケースワーカーが現金を扱うことに関しては、厚生労働省通知（平成 21 年 3 月 9 日社援保発第 0309001 号）で「現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること」「査察指導員等が（中略）現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること」等とされているが、ケースワーカーが現金を扱うこと自体は禁止されていないものであり、かつ不正防止の措置を講ずることや事務処理方法を見直すことは、資金前渡者個人が行うべき業務ということはできないのであり、資金前渡者は、既存の人的体制の枠内で適切に現金を管理することが求められているというべきである。そして、亡失以前の窓口払による保護費は支給件数が多く、当時の人的体制では、ケースワーカーが保護費を扱わなければ、支給事務に支障が生じていたものと考えられる背景が存在している。こうした状況においては、ケースワーカーに現金を扱わせることはやむを得ない措置であり、実質的に現金を管理していたケースワーカーの責任は別にあるとしても、資金前渡者としての責任は問えないものと考ええる。

更に、資金前渡者は、渡したすべての現金の処理について、ケースワーカーから報告を求める注意義務が課されていると解することは難しく、また亡失した保護費は、廃止の事務手続が遅れたもの及び保護廃止による戻入処理が遅れたものであるから把握が容易でない。従って、資金前渡者が報告を求めなかったことについて責任を問うことは難しいし、たとえ報告を求めていたとしても亡失を未然に防ぐことができなかつた可能性があるものと考ええる。

加えて、現金亡失の発生には、着服又は窃取という特異な行為が介在しており、この行為に資金前渡者がかかわっているとはいえず、資金前渡者の行為と損害発生との間には相当因果関係は認められない。

以上の状況等から考えると、資金前渡者に責任を負わせることは適当ではなく、過失を認めることはできないものと考ええる。